

大阪金属問屋健康保険組合の被扶養者の認定について

①【被扶養者の範囲】（後期高齢者に該当する方は除きます）

■「同居でも別居でも良い人」（生計維持関係が条件）

- 被保険者の直系尊属で父母・祖父母など
- 配偶者（内縁関係を含む）
- 子・孫・兄弟姉妹

■「同居が条件の人」（生計維持関係が条件）

- 上記以外の3親等内親族
- 内縁の配偶者の父母及び子

※ 生計維持関係とは、被扶養者（家族）の生活費の半分以上を被保険者（本人）が負担している状態のことで、配偶者や父母でも十分な収入があり、それぞれの収入で生活をしている場合は、生計維持関係はありません。

②【認定の基準】

- 年間収入が130万円未満（60歳以上・または障害年金受給者の方は180万円未満）
- 被保険者の年間収入の2分の1未満
- 別居の場合は被保険者からの仕送り額より少ない場合（仕送りの事実が確認できない場合は原則として、認定が出来ませんので、金融機関等を利用した振込明細書等の添付が必要となります。）

収入基準表

認定対象者	年間収入	月額収入 (年間収入の12分の1)	日額収入 (年間収入の360分の1)
一般（60歳未満）	130万円 未満	108,334円 未満	3,612円 未満
60歳以上の年金受給者または、障害年金受給者	180万円 未満	150,000円 未満	5,000円 未満

※ 認定対象者が両親・祖父母・義父母などの夫婦単位である場合、どちらかの収入が少なくても、夫婦合算の収入が基準を上回る場合には、原則として扶養認定はできません。

※ 被扶養者とすべき者の人数にかかわらず、年間収入（当該被扶養者届が提出された日の属する年の前年の年間収入とする。）の多い方の被扶養者とするを原則とします。

※ パート・アルバイト先での勤務日数及び勤務時間が共に、勤務先の正社員のおおむね4分の3以上の方は、勤務先にて健康保険等の適用を受けることができる可能性がありますので、勤務先にご確認ください。

③【収入の範囲】

- (1) 給与収入（通勤交通費含む）・事業収入（農業、商業、漁業、林業、その他）
- (2) 公的年金（遺族年金、障害年金等）・企業年金・個人年金
- (3) 投資収入（株式配当金等）
- (4) 利子収入
- (5) 不動産収入（家賃収入等）
- (6) 被保険者以外の者からの収入（生計費、養育費等）
- (7) その他実質的に収入と認められるもの（雇用保険の失業給付、傷病手当金、出産手当金等）

※ 退職金、遺産相続や贈与による収入、一時金で受けた企業年金、個人年金、生命保険の満期一時金、宝くじ等の一時的な収入と認められるものは収入の範囲に含みません。

④【申請及び添付書類】

- 被保険者が資格取得したとき及び新たに扶養認定の対象者が発生した場合は5日以内に被扶養者異動届を提出して下さい。
- 被扶養者異動届の裏面に記載の添付書類を添付して下さい。
- 上記以外に被扶養者認定上必要と認められる書類の提出を求められることもあります。

⑤【認定の効力】

原則として被扶養者異動届の提出があった日で認定を行い、将来に及びこととしています。ただし、出生・死亡等、扶養の事実関係が明確な場合は、遡って扶養認定を行います。

⑥【扶養認定の取消、給付の停止】

被扶養者異動届に事実と相違した内容により認定を受けた場合には、直ちに資格の取消しを行い、その日以降の保険給付を取り止めるとともに、資格の取消し月が遡及した場合は、その月以降に既に支払い済みの保険給付等については、全額返還請求を行うこととなります。

⑦【被扶養者の検認】

健康保険法施行規則に従い、「被扶養者確認調査」による生計維持関係や被扶養者の収入などの検認を毎年5月に行います。

* 詳細につきましては、大阪金属問屋健康保険組合 業務課
(Tel 06-6271-0651) までお問い合わせ下さい。